

令和2年9月2日

第102回 神戸市個人情報保護審議会

子育てのための施設等利用給付認定（1号）

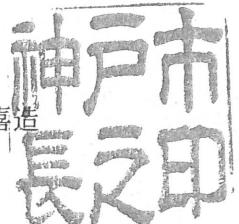
申請の電子申請システムの構築について

(こども家庭局)

神戸事第1021号
令和2年9月2日

神戸市個人情報保護審査会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

担当課：こども家庭局幼保事業課

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関する)

《取扱情報》

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請にかかる情報

(保護者（申請者）情報)

- ・住所（現住所、前住所、転居予定住所）
- ・生年月日
- ・性別
- ・対象児童との続柄
- ・就業・就学状況
- ・電話番号
- ・生活保護適用状況
- ・ひとり親世帯状況（児童扶養手当の受給番号）

(対象児童の情報)

- ・氏名（漢字、カナ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・利用予定施設、利用期間

(世帯員の情報)

- ・氏名（漢字、カナ）
- ・生年月日
- ・性別
- ・対象児童との続柄
- ・就業・就学状況
- ・同居、別居

(祖父母情報)

- ・祖父母の氏名、住所、年齢、就労状況

(個人番号)

- ・保護者、対象児童、生計を一にする世帯員全員の個人番号

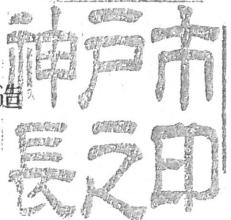
(添付資料) ※必要に応じて原本または写しを提出

- ・ひとり親等医療受給者証、戸籍謄本、所得税確定申告書（自営業主の祖父母）、保護者の個人番号確認書類・身元確認書類、幼児教育・保育の無償化に係る電子申請システムについて

神戸事第 1021 号-2
令和 2 年 9 月 2 日

神戸市個人情報保護審査会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮詢問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求
めます。

記

子育てのための施設等利用給付認定（1 号）申請の電子申請における
マイナンバーカードの電子証明書照合のための J-Lis 等との結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当課：こども家庭局幼保事業課

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請における
マイナンバーカードの電子証明書照合のためのJ-Lis等との結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関する)

【子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請にかかる情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別

子育てのための施設等利用給付認定（1号）申請の電子申請システムの構築について

1. 業務の主旨

昨年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まり、以前より認定を行っていた「子どものための教育・保育支給認定」と同様に、「子育てのための施設等利用給付認定」を新たな業務として実施することになった。市民はこの認定を受けることにより、幼児教育・保育の無償化の対象となる。

また、一定の所得以下であれば、「副食費」の免除対象となるが、これは国として事業対象者と神戸市単独事業として実施する対象者がいる。

現状、紙のみで申請受付を行っており、市民が利用施設に申請書を提出、施設が申請書を取りまとめて神戸市に提出を行うほか、市民から直接郵送申請を受け付けている。

しかし、申請誤りや漏れも多く、施設での取りまとめも時間を要しているため、審査においても単純な記入誤りが多く審査に時間を要している。

電子申請を積極的に活用し、市民の利便性と業務の効率化を図る。

2. 事務の流れ

(電子申請の場合)

- ① 申請者は、アカウント登録し、ログインする。
- ② 申請者は、電子申請情報を登録する。電子申請情報が LGWAN-ASP に送信される。
- ③ 申請者が、マイナンバーカードをカードリーダー等にかざすと、氏名、住所、生年月日、性別の情報が J-LIS に送信される。電子証明書の失効情報を確認。
- ④ 行政事務センターは、申請データを LGWAN 経由で受理する。
- ⑤ 行政事務センターが申請データを福祉情報システムに入力する。

(郵送申請又は施設経由の場合)

- ① 申請者は、申請書の必要事項を記入・必要書類を添付して、郵送・利用施設経由で提出する。
- ② 行政事務センターは申請書を確認する。
- ③ 行政事務センターが申請書内容を福祉情報システムに入力する。

(共通)

- ⑥～⑧ 市職員は、システムに入力されたデータ、を確認し、認定を行う。
- ⑨ 行政事務センターは、申請者に決定通知を発送する（施設経由で提出された場合は、施設宛に郵送する）。

3. 電子申請の効果

本申請の電子申請化を行うことで、市民は時間に縛られることなく申請を行うことができ、電子申請の特性を生かし必須項目だけを入力するだけでよく、利便性が向上する。利用施設は取りまとめ業務を軽減することができるほか、行政は入力漏れ等の補正業務が軽減でき、事務の効率化を図ることができる。

4. 実施スケジュール等

令和2年9月 テスト実施

10月 電子申請による申請受付開始

5. 想定件数

200件（令和3年4月入所予定 約2,500人）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規定」、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、以下の通り厳格に対処する。

また、システムの運営・管理及び事務処理は、請負事業者の「神戸市行政事務センター」により集中処理を行うが、「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」を遵守させる。

（1）システム上の保護

- ① 使用するパソコンは、PC統合管理システムにより管理されており、委託先においては、市管理インターネットカードを読み込ませた上でパスワードを入力しなければ起動しない。また、外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。
- ② 申請者のパソコンと、データを受け取る委託事業者が管理するサーバとの間は、TSLによる暗号化通信を行い、通信途中の漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。
- ③ 委託事業者による操作については、IDとパスワードにより適切に権限設定を行い、電子申請業務を担当する当課従事員と当課の職員と申請者以外はデータにアクセスできないようにする。
- ④ 電子申請は、IPアクセス制限により外部からのアクセスを自動的に判断し、制止する。
- ⑤ 外部からの不正アクセスと防止するファイアウォール（外部侵入防止装置）を設けるとともに、コンピュータウイルス対策ソフトの導入等によりウイルス感染による情報漏洩等を防ぐ措置を講じる。

⑥地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク(LGWAN)」により、セキュリティを確保している。

(2) 運用上の保護

- ①業務上知り得た情報について、業務終了後や退職後も含め一切の漏洩を禁ずるとともに、データや資料の本業務以外の目的による利用及び複写・複製を禁止する。
- ②出力した申請書及び添付書類等の文書をはじめ、個人情報の記載された文書は、施錠された書庫に保管する。
- ③個人情報の適正な取り扱いを確保するために関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ④パスワードは定期的に変更するとともに、サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。
- ⑤必要なデータは定期的にデータ記録媒体にバックアップして、専用室内に適切に保管するとともに、保存年限を経過したデータは速やかに消去し、データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。
- ⑥契約終了後は、神戸市の指示により委託事業者がシステム内の個人情報を記録した電磁的記録を廃棄する。

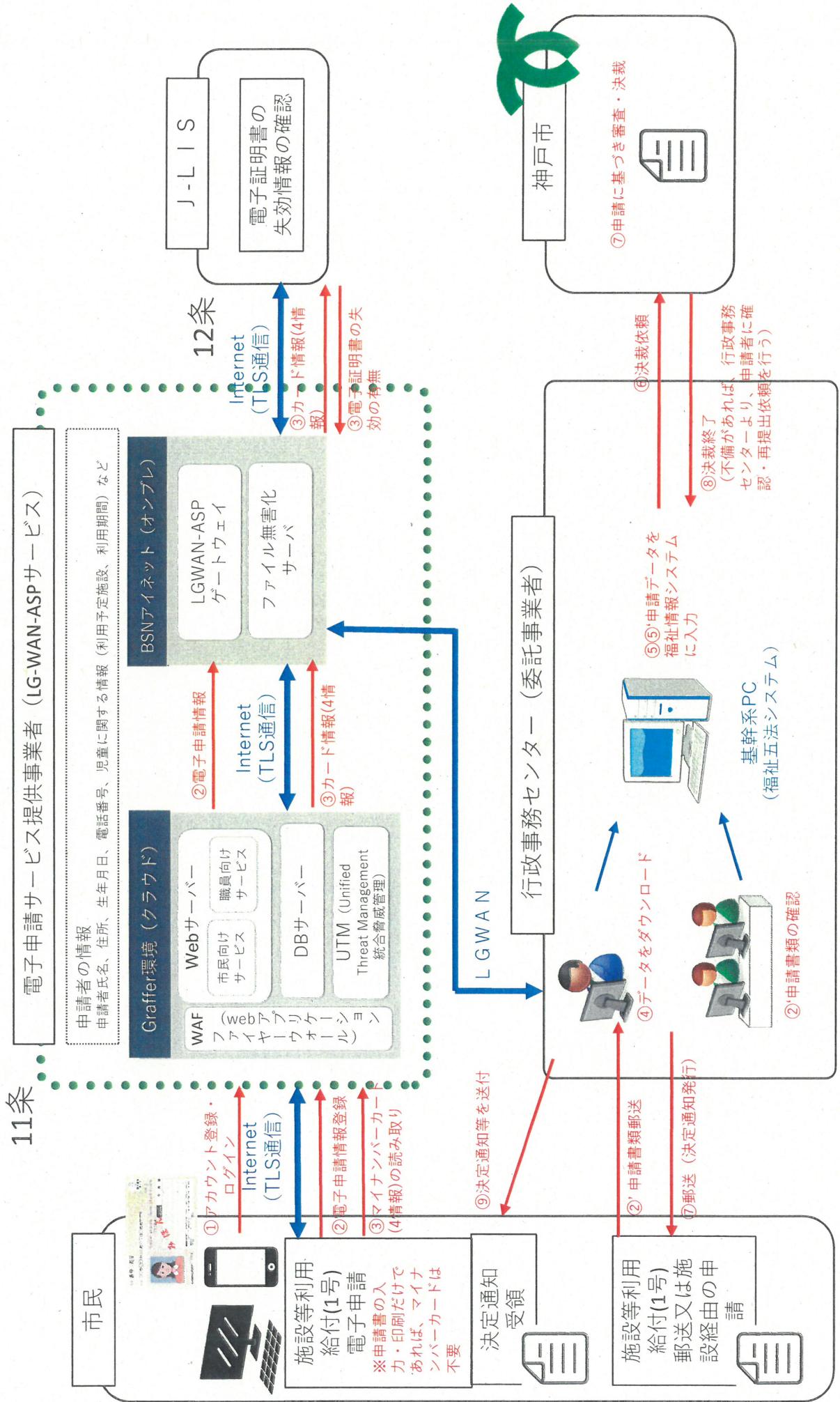
(3) 外部委託（行政事務センター）にかかる情報の保護

本事業において、申請受付、審査、及び市民からの問い合わせ対応等について外部委託を行っているが、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

(4) 電子申請サービス提供事業者にかかる情報の保護

本事業において、電子申請サービス（LGWAN - ASP サービス）を利用し、申請を受け付けるが、サービスの利用にあたっては個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた神戸市の約款を遵守するよう事業者と特約事項を締結し、個人情報を厳格に管理させる。

神戸市こども・子育て施設等利用給付申請（1号）申請のシステム化について



6. 保育料の無償化対象 早見表

[制度・保育料無償化]について

令和元年10月から幼稚園・保育の無償化がスタートしました。
幼稚園・保育所・認定こども園についても保育料を利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯に限り保育料が必要な理由がある場合は一定額まで無償化の対象となります。



施設サービス

対象

内容

